

令和5年度医療施設スプリンクラー等緊急整備助成費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県内医療機関の防火対策を推進するため、スプリンクラー等が未設置である、別表に掲げる補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者及び補助基準額等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる費用については、この補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に関する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第3条 別表の補助基準額により算出した額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

2 前項の規定により選定された合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方に別表の補助率を乗じた額以内を交付額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から60日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の分配を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第9条 この補助金には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却期間

の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、報告書（様式第 4 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (6) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、予定額が 1 億円以上の場合には、原則として 5 社以上の競争入札を行わなければならない。また、その他県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

2 補助事業者が第 7 条、第 8 条及び第 14 条並びに前項により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、知事に納付させることがある。

3 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（遂行状況報告）

第 10 条 補助事業者は、遂行状況報告書（様式第 5 号）を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第 12 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第 13 条 規則第 20 条第 1 項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、8 年とする。

（証拠書類の保存）

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び

支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出部数）

第15条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部・副本1部とする。

付 則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。

別表（第2条、第7条）

補助対象者	次に掲げる者が行う医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業 (1) 市町村等 (2) 医療法人 (3) 社会福祉法人 (4) その他知事が適 当と認める者
補助対象経費	(1) スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭 和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代 替設備として認められた設備を含む。）整備のために必要な工事費又 は工事請負費 (2) 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費
補助基準額	(1) 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポ ンプユニットを整備する場合は①、②に限り1施設当たり2,174千円を加算 する。 ①通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 21.4千円 ②水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 20.7千円 ③パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 25千円 ④消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 24.3千円 (2) 自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,130千円
補助率	(1) 1/2 (2) 定額